

令和2年第5回太良町議会（臨時会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年11月30日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和2年11月30日	9時29分	議長	坂口久信	
	閉会	令和2年11月30日	9時38分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	5番	待永るい子	6番	竹下泰信	7番	田川浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸				
	副町長	每原哲也				
	教育長	松尾雅晴				
	総務課長	田中照海				
	財政課長	西村正史				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年11月30日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第77号～議案第79号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第77号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第78号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時29分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和2年第5回太良町議会（臨時会第2回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和2年第5回太良町議会（臨時会第2回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として5番待永さん、6番竹下君、7番田川君、以上3君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。町長提案の議案第77号から議案第79号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和2年第5回太良町議会臨時会第2回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第77号は、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、太良町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであります。

次に、議案第78号は、町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであります。

次に、議案第79号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に鑑み、職員の期末手当の支給月数を改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第4 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第77号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第78号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第78号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

この3つ、どれも期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものとありますけれど、これもさっきの議員、また町長、また職員について、具体的にどのくらいの額が引き下げられるものなのか、その1点だけ教えていただけますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議案第77号の太良町議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例につきましては、単純計算でございますけども、年間1万2,000円余りとなっております。それと、議案第79号の職員の給与に関する条例でございますけども、職員の平均42歳職員で約1万8,000円程度となっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

○7番（田川 浩君）

議案第78号はどうですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

すいません、計算をしておりません。申し訳ございません。

○11番（久保繁幸君）

今議案第77号、議案第79号、議案第78号は分からないというように、大体総額幾らぐらいの金額になるわけですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

条例を可決していただいて早速に積算をしたいと思っておりますので、すいません、金額については総額は積算をしておりません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期で議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第5回太良町議会（臨時会第2回）を閉会をいたします。

午前9時38分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩